

# 鹿町小学校 いじめ防止基本方針

## 【めざす子ども像】

- ① じっこうする子
- ② かんがえる子
- ③ まごころのある子
- ④ ちからづよい子

## 【PTAとの連携】

＜直接的な連携・情報共有＞

- ①学級懇談会
- ②連絡帳
- ③訪問・電話による連絡

＜家庭への啓発＞

- ①学校・学級便り
- ②保健・図書便り
- ③ホームページ
- ④研修会・講演会

## 【いじめ対策委員会】

＜参加メンバー＞

校長・教頭・教務主任  
生活指導主任・養護教諭  
(必要に応じて)  
担任・関係職員

＜機能＞

- ①組織編制
- ②計画立案
- ③実践チェック

## 【関係機関】

- 佐世保市教育委員会(24-1111)
- 子ども育て支援センター(25-9705)
- 子ども女性障害者支援センター(25-9705)
- 江迎警察署(66-3110)
- 深江警察署(65-3627)
- 青少年教育センター(22-0781)
- 人権擁護委員協議会(24-4850)
- 民生児童委員・主任児童委員
- スクールエリア推進委員会

## 【いじめ防止についての視点】

キーワードは「自己有用感の醸成」「居場所作り」「ストレスの解消と社会性の育成」

### (1) 楽しい授業づくり

- ①授業をとおして児童参加型の授業を仕組み、わかる喜びを感じさせ、自己有用感を高める。
- ②学習規律を徹底させ、意欲と仲間を大切に作る気持ちを培う。
- ③授業を通して、児童にコミュニケーション力を育む。
- ④人権や言葉遣いに配慮した言動を育てる。
- ⑤社会体験や交流体験を2～3ヶ月に1回行い、児童が自ら「気付く」「学ぶ」学習を仕組み。  
(体験学習・地域での学習・保幼小中連携等)

### (2) ふれあいを育む体験活動の重視

- ①児童が主体的に活動し、感動や驚きを感じ取る学習を仕組み。
- ②地域に出向いて、「地域を学ぶ」「地域とともに学ぶ」「地域のために学ぶ」学習を仕組み。
- ③保護者や地域の方々との交流、及び保幼小中連携を推進する。

### (3) 特に強化する時期

- 年度当初(4月)、いのちを見つめる強調月間(6月)、人権教育月間(12月)

### 【いじめ防止の具体的取組】

- (1) 保護者や地域との連携
  - ①学校と保護者との連携の方法を共有し、お互いが発信できる体制を作る。
  - ②学校やPTAが主催する研修会、講演会を企画運営する。
  - ③地域行事に積極的な参加し、地域からの情報を得る。
- (2) 道徳教育の充実
  - ①いじめを許さない心を育成する。
  - ②安心、安全な子どもの居場所づくりを確保する。
- (3) 生徒指導の充実
  - ①定期的なアンケートを実施する。(年2回…6月、11月)
  - ②定期的な個人面談相談を実施する。(年2回…6月、12月、随時)
  - ③日記や生活ノートなどからの実態把握
- (4) 特別活動の充実
  - ①子ども同士と一緒に活動する場を設ける。(学校行事、学級遊び、集会活動、縦割活動)
  - ②代表委員会での取組により、自己指導能力を育成する。
- (5) 職員研修及び情報共有
  - ①いじめの認識を共有したり、いじめ対応への指導力を伸ばしたりする研修を企画運営する。  
(研修会、講演会)
  - ②フリーターキングの時間に、情報を共有する。
  - ③随時、児童生徒理解支援システムに記録を残す。
- (6) その他
  - ①いじめ相談を活用する。(保健室での相談、相談窓口の周知)

### 【早期発見】…児童の変化を見逃さない、些細なことでも報告

- (1) 教職員による観察や情報交換
  - ①職員室で、児童についての情報交換(随時)
  - ②フリーターキングの時間に、情報を共有(週1回:ショートとロング)
  - ③気づきや予兆を見逃さず、児童生徒理解支援システムに記入
- (2) 定期的なアンケートの実施
  - ①いじめに関する児童の実態把握アンケートを実施(年2回…6月、11月)
  - ②個人面談(年2回…6月、12月、随時)
  - ③日記及び生活ノート等から、子どもの実態の把握(随時)
- (3) 教育相談体制の整備
  - ①児童の教育相談・カウンセリング(随時)
  - ②スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー(必要に応じて)
- (4) PTA・地域からの情報提供
  - ①保護者からの連絡(随時)
  - ②学級懇談会、(年6回)PTA運営委員会(年4回)
  - ③スクールエリア推進委員会(年3回)
  - ④町内3校連携(年3回)、3校PTA連絡協議会(年2回)、健全育成会(年2回)等
- (5) 相談機関の周知  
※ 別紙一覧表

## 【いじめに対する措置】

### (1) 的確な情報収集

- 担任による実態把握で、該当児童、関係児童への聞き取り→教頭・校長に報告→第一次判断
- 〃 で、保護者への聞き取り→教頭・校長に報告→第二次判断
- その場指導で収まる場合は、担任、生活指導主任、または管理職による個別指導

### (2) 基本的な緊急対応

- いじめ対策委員会の開催（組織的対応、具体的対応を協議）

#### ア) いじめを受けている児童に対して

- ・いじめを受けている児童の安全を確保
- ・いじめを受けている児童に寄り添い、支える体制作り
- ・家庭訪問をして、いじめを受けた児童の保護者との情報共有（即日訪問し、学校の方針を伝える）

#### イ) いじめた児童に対して

- ・いじめた児童への再発防止に向けた毅然とした指導
- ・いじめた児童の保護者への助言
- ・出席停止等の措置をとる場合、教育委員会との連携、関係機関への派遣申請

#### ウ) 周囲の傍観している児童に対して

- ・周囲の児童が傍観者にならないように、学級集団へ指導
- ・互いを尊重し、認め合う教育活動の推進

#### エ) 全体

- ・必要に応じて専門家、地域関係者機関等の参加を呼びかけた対応

### (3) 調査による実態把握

- 深刻な場合、または広範囲に広がっている場合は全校（学年）アンケート調査の実施

### (4) 解決に向けた指導・援助（各職員の役割）

#### ア) 担任（状況に応じて生活指導主任または教頭も参加）

- ・個別指導、周囲児童への指導、関係保護者と指導方針の共有
- ・学級内の人間関係把握

#### イ) 生活指導主任

- ・収集した情報の整理
- ・全校児童への全体指導

#### ウ) 養護教諭

- ・いじめられた子どもの学校での相談・カウンセリング

#### エ) 管理職

- ・教育委員会及び関係機関との連携
- ・保護者説明会等の開催及びマスコミ対応

### (5) 継続指導・経過観察

- ・継続的な児童の観察、及び継続的ないじめ対策委員会の開催

### (6) 再発防止

- ・家庭との連携、観察及び収集した情報の共有（職員・保護者とも）
- ・学級経営の改善、思いやりの心を育てる教育活動の実践

### (7) 配慮事項

- ①いかなる場合も真摯に受け止め、関係する友達や保護者からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を迅速かつ正確に行い、関係者全員でその解決に取り組む。
- ②教職員は、いじめられている側の保護者を受容的マインドで受け止める。そして、いじめの問題を自らの課題としてとらえ、全職員が緊密な情報交換や共通認識を図り、一致協力して事象に対応していることを保護者に伝え、信頼の回復に努める。
- ③保護者には、随時入手した正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応について理解していただくとともに、学校に対するの安心感をもってもらうよう配慮する。

## ○年間計画

| 月   | 内 容  | 備 考               |
|-----|--|-------------------|
| 4月  | いじめ対策委員会（1）・PTA総会での説明・家庭訪問<br>フリートーキング・児童生徒理解支援システムでの実態把握    | フリートーキング（毎週火曜日開催） |
| 5月  | スクールエリア推進委員会（1）  | 児童理解支援システム記入（随時）  |
| 6月  | いのちを見つめる強調月間・個人面談（1）<br>いじめに関する児童の実態把握アンケート調査（1）<br>代表委員会（1） |                   |
| 7月  | 保護者面談（夏季休業中）   |                   |
| 8月  | 職員研修（校内研修）   | 町内3校情報交換          |
| 9月  | いじめ対策委員会（2）  |                   |
| 10月 | PTAメディア研修会   |                   |
| 11月 | いじめに関する児童の実態把握アンケート調査（2）<br>スクールエリア推進委員会（2）                  |                   |
| 12月 | 人権週間・個人面談（2）・代表委員会（2）  | 学校評価              |
| 1月  |  |                   |
| 2月  | スクールエリア推進委員会（3）  |                   |
| 3月  | いじめ対策委員会（3）  | 児童生徒理解支援システム記入完了  |

## ○組織的な対応イメージ

### ① いじめの予防

- 校内体制の確立（いじめ防止委員会）
- 「いじめ対策ハンドブック」「いじめのない学校・学級づくり実践事例集」等の活用による教職員の対応力向上をめざした職員研修（校内研修）
- 人権意識と生命尊重の態度の育成（道德教育・学校行事・体験活動）
- 児童会活動を通じた自己指導能力の育成（児童集会・代表委員会での取組）
- 児童の「規範意識」「思いやり心」の育成（道德教育・学校行事・体験活動）
- 家庭・地域・関係機関との連携強化（地域行事への積極的参加・研修会、講演会）

### ②いじめの情報

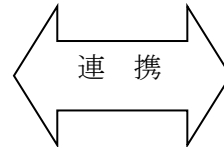


### ③情報の収集

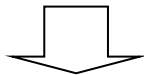
- 教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める。

### ④指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援を組む。  
（学級担任、養護教諭、生活指導主任、教務主任、管理職などで役割を分担）
- ネット上のいじめは、市教委と相談しながら対応

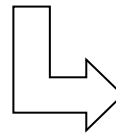


関係機関  
との連携



### ⑤児童への指導・支援

- いじめられた児童にとって、信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた周囲の児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。

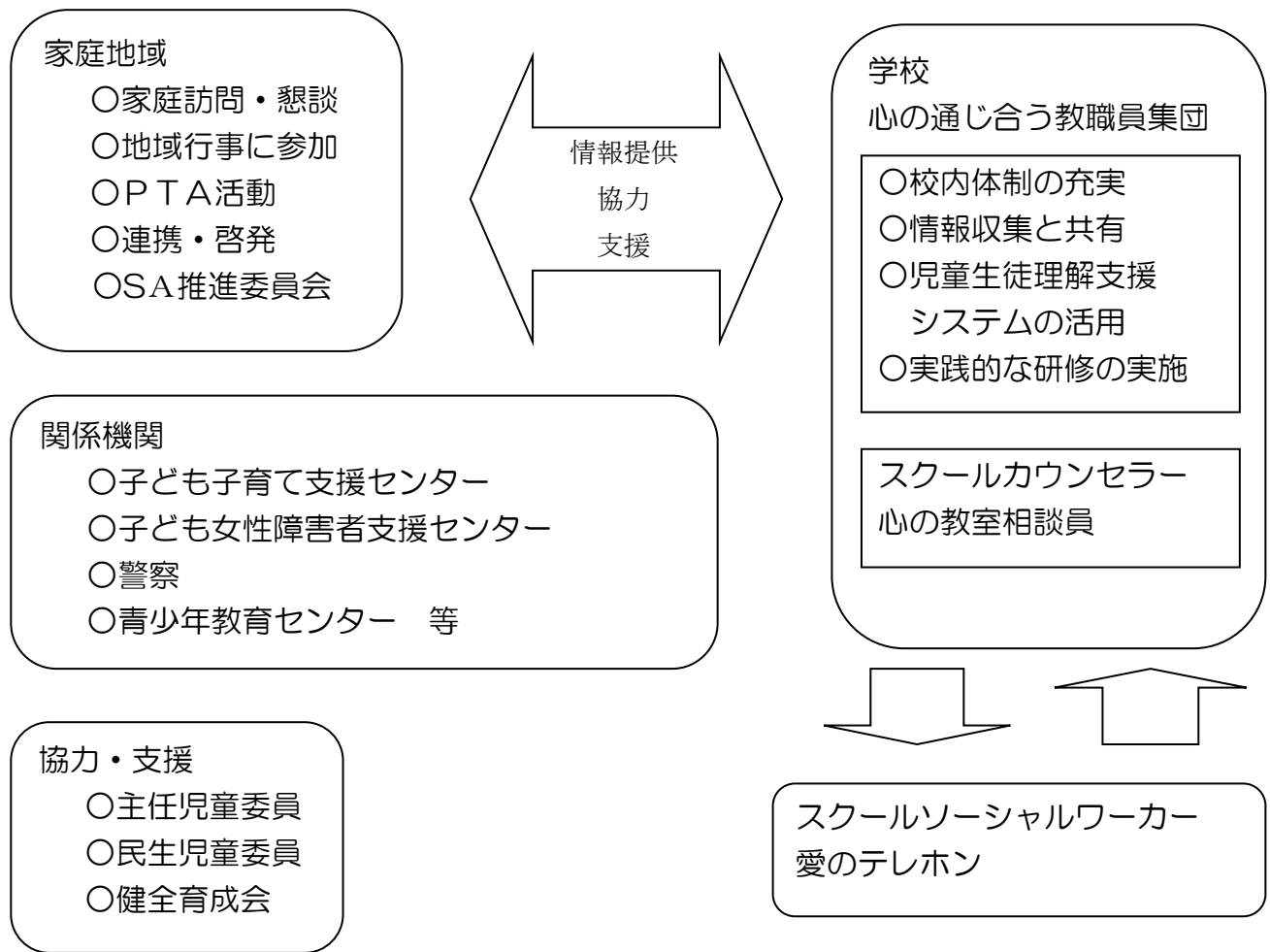


### ⑤保護者との連携

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法等について話し合う。

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- 常に状況把握に努める。

○いじめ防止のための校内体制と関係機関の連携



子ども一人一人の命と人権を大切にする集団作り

資料：相談窓口一覧（周知する）

| 機 関 名             | 連 絡 先        |
|-------------------|--------------|
| 佐世保テレホン児童相談室      | 23-1117      |
| ヤングテレホン（県警）       | 0120-78-6714 |
| いじめ相談ホットライン       | 0570-078310  |
| 子ども人権110番         | 0120-007-110 |
| 親子ホットライン（県教育センター） | 0120-72-5311 |